

議案第 28 号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

複合文化施設の整備の資金とするための石岡市複合文化施設整備基金を設置するため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金石岡市たんぽぽ基金の項の次に次のように加える。

石岡市複合文化施設整備基金	複合文化施設の整備の資金とするため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	複合文化施設の整備に要する経費に充てるとき。
---------------	--------------------------------------	------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。